

岡山県障害者施策推進協議会資料一覧

(平成22年3月19日)

資料1 平成22年度障害福祉関係予算・新規事業等について

資料2 第2期岡山県障害者計画（仮称）の策定について

資料3 パーキング・パーミット制度の導入について

資料4 岡山県障害者長期計画に係る進捗状況について

参考資料 障害者制度改革の推進体制

障害者自立支援法における利用者負担の基本的な枠組み

平成22年度 障害福祉関係予算・新規事業等について

障害のある人が、地域で安心して安定した生活ができるよう障害福祉サービスの基盤整備や相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活を支援するための各種事業を推進する。

主な新規施策等

1 第2期岡山県障害者計画（仮称）策定事業【新規】（4,502千円）

障害者基本法に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な計画として策定している岡山県障害者長期計画（1999-2010）の計画期間が終了することに伴い、必要な見直しを行い、次期計画を策定する。

2 発達障害児（者）支援体制の強化（継続）（71,010千円）

発達障害のある人へのライフステージに対応した一貫した支援体制の整備が図られるよう、県民の理解を促進するとともに、地域での身近な支援を行う市町村の取組をさらに促進する。

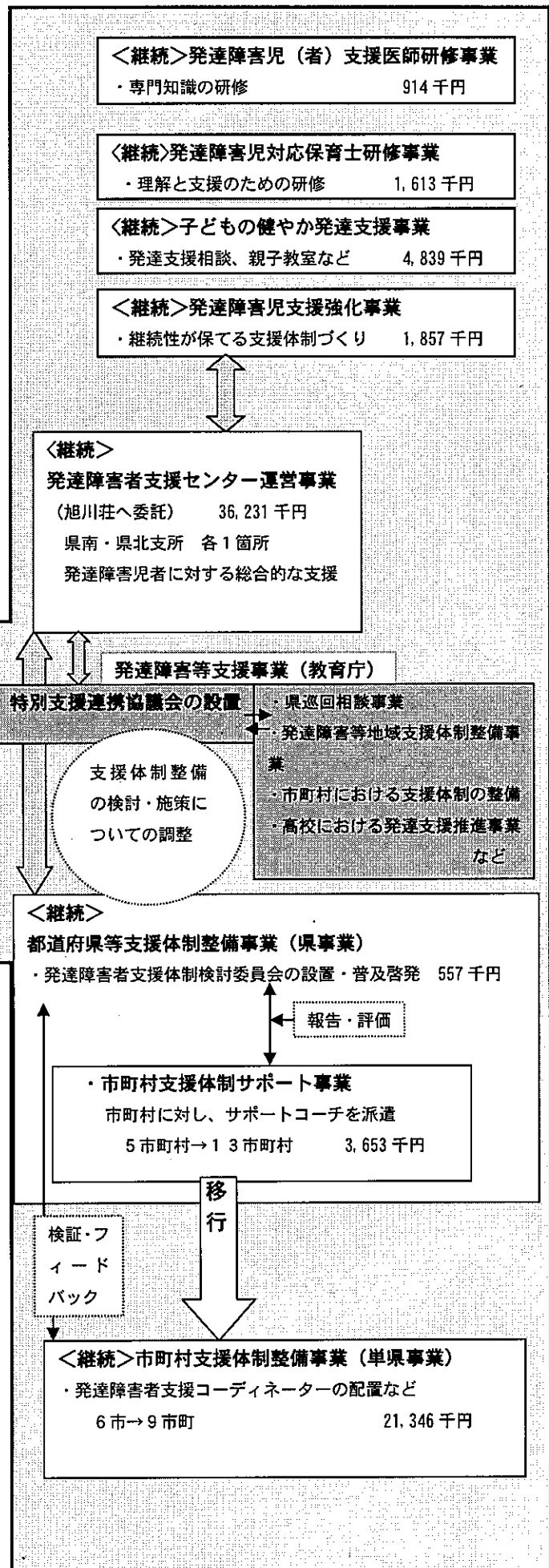
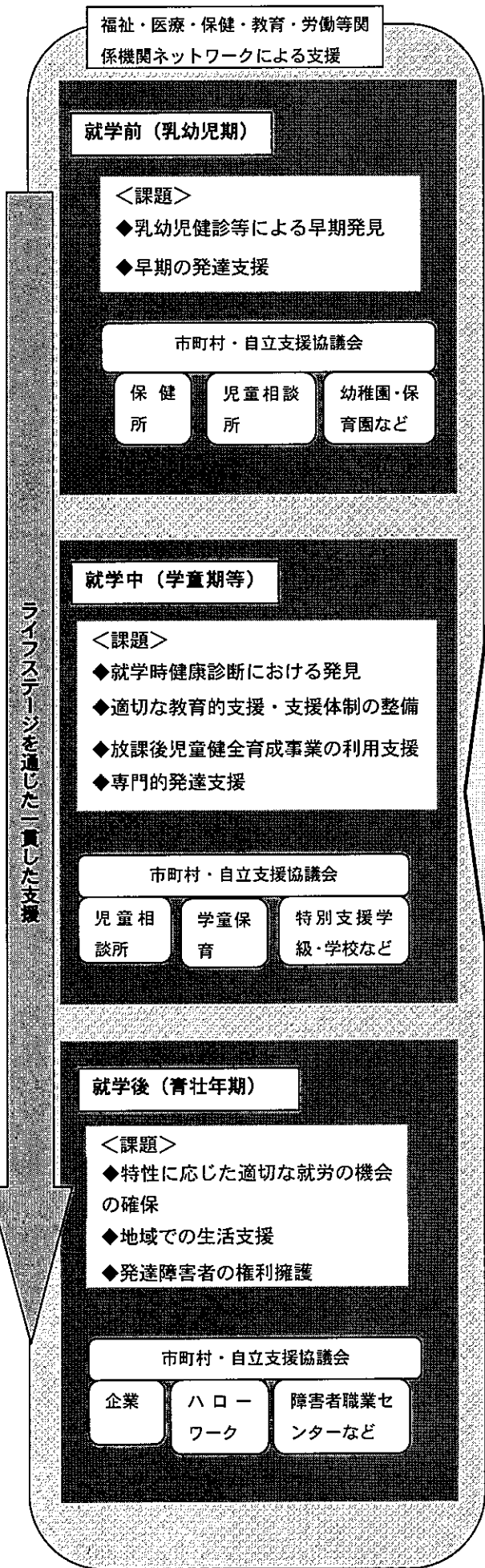
3 難聴児補聴器交付事業【新規】（1,890千円）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援する。

4 パーキングパーミット制度導入事業【新規】（3,393千円）

専用の身障者等駐車場利用証を交付し、利用対象者の明確化を図るとともに、対象外の者による駐車を防止し、身障者等用駐車場の適正利用を推進する。

発達障害支援の体制



保健福祉部関係予算額 71,010千円

事業名 岡山県難聴児補聴器交付事業（新規）

1 事業の目的

難聴児は、時期を逸することなく適切な補聴手段を提供すれば、言語やコミュニケーション能力の習得が十分に可能であり、健全な発育が期待できる。しかし、身体障害者手帳の交付対象となる高度・重度の難聴児は、障害者自立支援法による補聴器の交付（原則1割負担）が受けられるが、軽度・中等度の難聴児は、補聴器が必要だとしても交付対象とならない。

このため、軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

2 対象

岡山県内（政令市を除く）に居住し、両耳の聴力レベルが30 dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児

なお、本人又は世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は交付対象外とする。（障害者自立支援法に準ずる）

3 実施主体

市町村（政令市を除く）

4 助成額

補聴器購入費の3分の2

- ・市町村へ補助（補助率1/2）
- ・県・市町村・本人各1/3負担
- ・補助基準額 135,000円/台

5 判定等

- （1）医師の意見書を提出
- （2）市町村が身体障害者更生相談所の意見を求めて判定

6 対象者見込（年間）

24人程度（新規6人、更新18人）

7 予算額

1,890千円

（参 考）

他都道府県の実施状況

- ・大阪府（政令市及び中核市を除く）、三重県

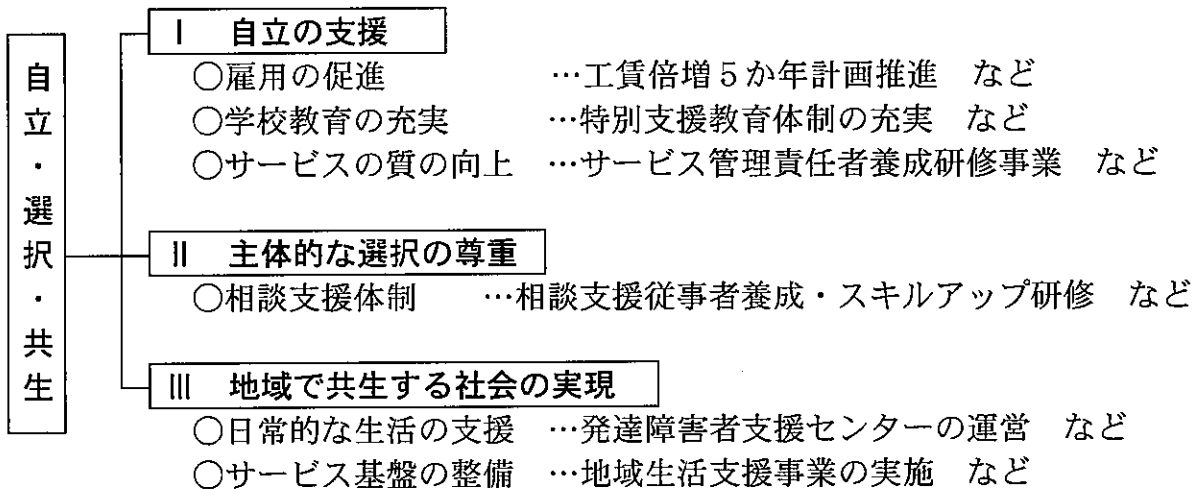
第2期岡山県障害者計画策定事業

1 趣 旨

障害者基本法で策定が義務付けられ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である岡山県障害者長期計画(1999～2010)の計画期間が平成22年度に満了することに伴い、第2期岡山県障害者計画(仮称、計画期間5年)を策定する。

2 計画の内容(案)

現行計画の構成は次のとおり。第2期岡山県障害者計画の内容は、今後調整する。



3 予算額

4,502千円

4 進め方及びスケジュール(案)

障害のある人のニーズの把握に努めるとともに、関係団体等の意見を踏まえながら、岡山県障害者施策推進協議会を中心に審議していく予定。(スケジュール表 別紙)

【参考】障害者福祉に関する計画

計 画 名	H11	~	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
岡山県障害者長期計画 (障害者基本法)	←-----							-----→							
	H15 一部改訂 (支援費制度)							第2期岡山県障害者計画							
	H19 一部改訂 (障害者自立支援法)							(仮称)							
岡山県障害福祉計画 (障害者自立支援法)			←-----			-----→									
			第1期				第2期								

区 分	障害者長期計画(障害者計画)	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法第9条第2項	障害者自立支援法第89条第1項
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内 容	障害者の施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

第2期障害者計画(仮称)策定スケジュール(案)

年 月	全 体	障害者施策推進協議会	庁内・県民局連絡会議	議 会	関係団体・圏域協
H22年2月			〔第1回〕 ・アンケート検討		
3月	アンケート調査 ・調査票の配付 ・調査票の回収	〔第1回〕(3/19) ・策定日程 ・アンケート調査実施			
4月	・データ入力		〔第2回〕 ・基本方針 検討		
5月	・集計	※現委員任期(～5/31)			関係団体 意見聴取
6月	・分析 〔基本方針決定〕	〔第2回〕 ・アンケート結果報告 ・基本方針審議			
7月	〔原案取りまとめ〕		〔第3回〕 ・原案作成		
8月	〔計画原案決定〕	〔第3回〕 ・計画原案審議			
9月			〔第4回〕 ・素案作成		関係団体 意見聴取
10月	〔計画素案決定〕 パブリックコメント	〔第4回〕 ・計画素案審議		常任委 へ報告	
11月			〔第5回〕 ・最終案作成		圏域協議 会からの 意見聴取 関係団体 意見聴取
12月	〔計 画 決 定〕	〔第5回〕 ・最終案審議		常任委 へ報告	

第2期岡山県障害者計画（仮称）策定に関する アンケート調査概要

1 調査の趣旨

障害のある人を対象に、生活実態や支援ニーズ等に関するアンケート調査を実施し、第2期岡山県障害者計画（仮称）策定に係る基礎資料とする。

合わせて、一般県民を対象に、障害や障害のある人に対する意識調査を実施する。

2 実施主体 岡山県

3 調査時期 平成22年3月

4 調査種別及び対象者

- ①身体障害のある人へのアンケート調査 在宅800人、入所400人
- ②知的障害のある人へのアンケート調査 在宅500人、入所500人
- ③精神保健福祉に関する調査【在宅者】 在宅300人
- ④精神保健福祉に関する調査【入院患者】 入院300人
- ⑤第2期岡山県障害者計画（仮称）策定に関する県民意識調査 一般県民800人
計3,600人(障害のある人2,800人、一般県民800人)

5 調査方法

- (1) 障害のある人を対象とした調査（上記①～④）
 - ・ 障害団体等を通じて配付し、障害福祉課へ直接郵送により回収
- (2) 一般県民の方を対象とした調査（上記⑤）
 - ・ 各市町村の選挙人名簿から無作為抽出した男女800人を対象に郵送方式により配付・回収

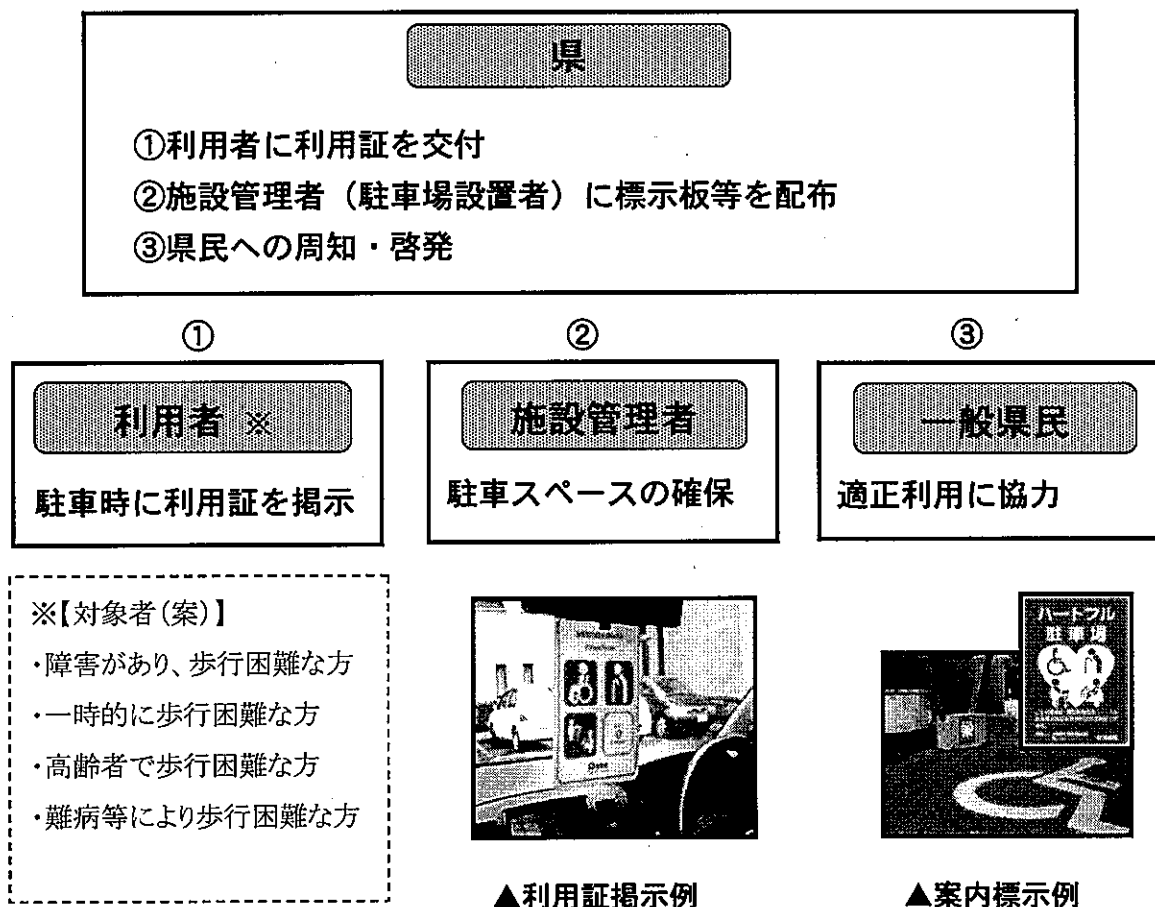
6 調査結果の集計等

- (1) 調査票整理
 - ・ 平成22年3月 調査票発送・回収・整理
- (2) データ作成・集計・分析
 - ・ 平成22年4月～6月 業者委託によりデータ作成・集計・分析
 - ・ 調査結果の分析は、全県単位で行う。

パーキングパーミット制度導入事業

1 制度の概要（他県の例）

身障者等用駐車場について、専用の利用証を交付し、利用できる人を明確にすることにより、対象外の者による駐車を防止し、身障者等用駐車場の適正利用を図る。



2 予算額・・・3,393千円

3 進め方及びスケジュール（案）

利用者ニーズの把握に努めるとともに、関係団体等の意見を踏まえながら、岡山県障害者施策推進協議会(臨時委員を含む。)を中心に審議を重ね、平成22年12月からの導入を図る。

検討に当たっては、島根県（平成20年12月）、鳥取県（平成21年10月）がすでに制度を導入しているため、2県との相互利用を図るとともに、他の中・四国地方各県との連携も図っていく。

《参考》他県等の状況（平成21年度末で12県2市が導入）

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度(実施確定のみ)
佐賀県	山形県 長崎県 福井県 茨城県神栖市	栃木県 島根県 熊本県	福島県、徳島県、 群馬県、 鳥取県 、 鹿児島県 埼玉県川口市	岩手県 (H22.4) 静岡県 (H22中)

※検討中・・・10県 [宮城、秋田、愛知、滋賀、奈良、高知、愛媛、山口、福岡、沖縄]

◇パーキングパーミット制度導入スケジュール(案)

年 月	全 体	施 策 協	庁内連絡会議	議 会	そ の 他
H22年					
(3月)	アンケート調査 ↓	施策推進協議会 ・制度概要説明 ・アンケート実施	庁内担当者会議		社会福祉審議会 ・制度説明 ・アンケート実施
(4月)	アンケート集計・分析				関係団体意見聴取
(5月)	計画原案作成		庁内担当者会議		↓
(6月)		施策推進協議会 ・計画原案説明			
(7月)	パブリックコメント ↓			委員会報告	市町村説明 関係団体意見聴取
(8月)	(デザイン検討)	施策推進協議会 ・計画原案決定		委員会報告	↓
(9月)	計画原案決定 物品発注		庁内担当者会議		施設協力依頼
(10月)	物品納入				協定締結
(11月)	申請受付				市町村説明
(12月)	制度開始 ※障害者週間				↓

岡山県施策推進協議会を中心に審議を図る際に、高齢者関係団体や子育て関係者などを臨時委員に加える予定。

パーキングパーミット制度（佐賀県）について

1 現 状

バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例により、公共的施設に身障者用等駐車場が整備されるようになったが、障害のある方々から、健常者が利用しているため身障者用等駐車場に停められないことが多いとの声を聞く。

また、商業施設など民間の公共的施設では、お客様相手ということや、外見では健常者に見える方であっても、内部障害のある方の場合もあり、不適切利用者に対して厳しく指導することができない状況である。

2 目 的

身体に障害のある方や、高齢者等で歩行が困難な方、或いはけが人や妊産婦の方で一時的に歩行困難な方のために、駐車スペースを確保し、みんながゆずりあう思いやりのあるまちづくりを推進する。

3 仕 組

(1) 概要

身体に障害のある方など身障者用等駐車場を必要とされる方に、身障者用等駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付する一方、県と協定を結んだ施設に利用証を交付された方が、優先して利用できる駐車スペースを確保してもらい、真に身障者用等駐車場を必要とする方の駐車スペースを確保する。

(2) 利用証

①交付対象

- ・身体に障害のある方で歩行が困難な方
- ・一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦の方）
- ・高齢者で歩行が困難な方
- ・難病等により歩行が困難な方

②交付対象の基準（別紙参照）

③有効期間

- ・身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方……5年（更新）
- ・けがをされている方……車いす、杖などの使用期間
- ・妊産婦の方……妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

④交付方法

交付窓口に申請書及び交付対象であることが確認できる書類を提出、即日交付。（郵送、電子申請もあり。）

(3) 協定施設

岩手県・静岡県（H21 中）

①対象施設

県と協定を結んだ公共的施設（福祉のまちづくり条例対象施設）の身障者用等駐車場

②協定の内容

- ・利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。
- ・利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示を行う。

《参考》他県等での導入状況 ……（平成21年度末で12県2市が導入済）

H 18 年度	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度（確定のみ）
佐賀県	山形県 長崎県 福井県 茨城県神栖市	栃木県 島根県 熊本県	福島県、徳島県、 群馬県、鳥取県、 鹿児島県	岩手県（4/1～） 静岡県（H22 中）

〔検討中〕10 県〔宮城、秋田、愛知、滋賀、奈良、山口、愛媛、高知、福岡、沖縄〕

佐賀県パーキングパーミット交付対象者

利用証交付対象者は下記の方で、かつ歩行が困難な方です。

○身体障害者

身体障害区分		等 級
視覚障害		4級以上
聴覚	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	5級以上
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
脳原	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸の障害	心臓機能障害	4級以上
	腎臓機能障害	4級以上
	呼吸器機能障害	4級以上
	膀胱又は直腸機能障害	4級以上
	小腸機能障害	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上

○妊産婦 妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

○けが人 車いす、杖等使用期間

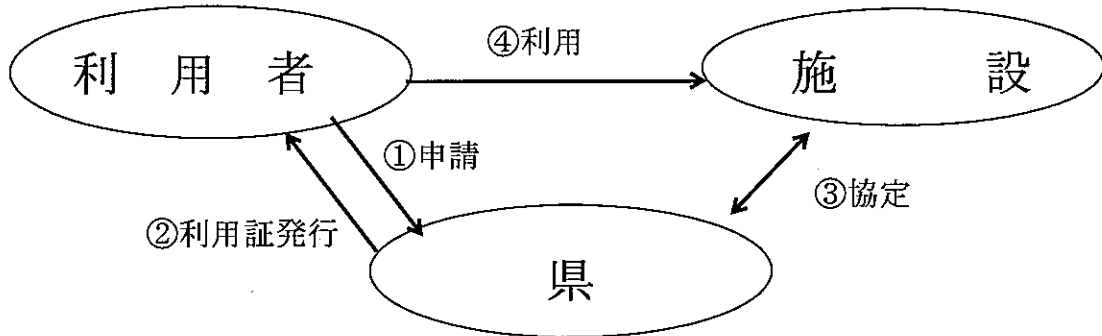
○高齢者 要介護度1以上

○難病者 特定疾患医療受給者

○知的障害者 障害の程度が重度の方（療育手帳の障害の程度欄「A」）

パーキングパーミット制度（佐賀県）

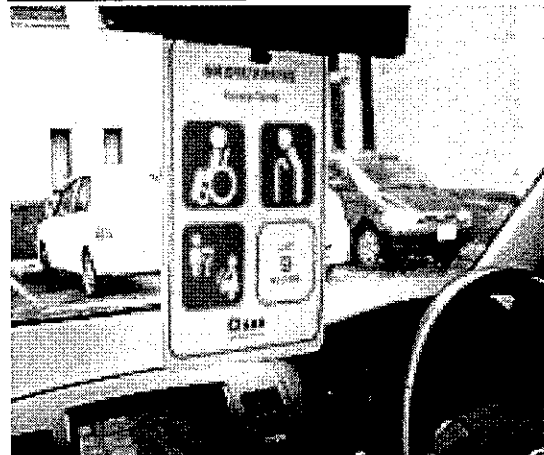
〔フロー図（利用までの流れ）〕



身障者用等駐車場利用証(②)



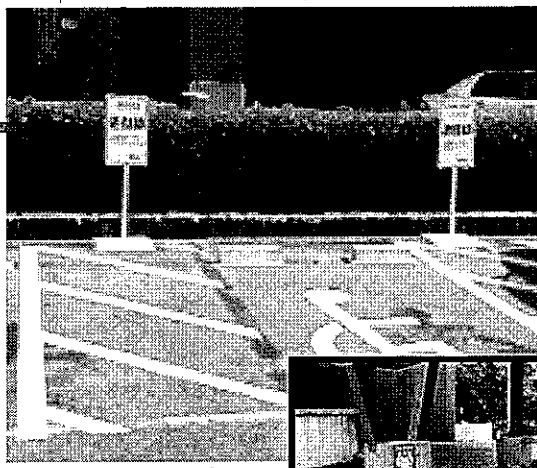
利用証(②)使用例



身障者用等駐車場(施設交付)



使用例



●県別パーキングバースミット制度交付対象一覧

区分	佐賀県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	群馬県	島根県	鳥取県	徳島県	長崎県	熊本県	鹿児島県
身体障害者												
視覚障害	4級以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚	該当なし	○	○	○	○	○	2・3級	○	3級以上	○	○	○
平衡機能障害	5級以上	○	○	○	○	○	3級	○	○	○	○	3級以上
音声言語機能障害	該当なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肢体不自由	2級以上	○	○	○	○	○	○	○	4級以上	○	○	○
	6級以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4級以上
	5級以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3級以上
脳原	2級以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6級以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4級以上	○	○	○	○	○	2級以上	○	○	○	○	3級以上
	4級以上	○	○	○	○	○	3級以上	○	○	○	○	3級以上
	4級以上	○	○	○	○	○	3級以上	○	○	○	○	3級以上
	4級以上	○	○	○	○	○	3級以上	○	○	○	○	3級以上
	4級以上	○	○	○	○	○	3級以上	○	○	○	○	3級以上
	4級以上	○	○	○	○	○	3級以上	○	○	○	○	3級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	○	○	○	○	○	3級以上	○	○	○	○	3級以上
知的障害者	療育手帳「A」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神障害者	-	-	1級	1級	1級	1級	1級	1級	1級	-	1級	1級
発達障害者等	-	-	-	-	-	-	-	療育機関等認定	-	-	-	-
高齢者	要介護度1以上	○	要支援、要介護認定者	○	○	○	○	要支援1,2要介護1以上	○	○	○	要介護度2以上
難病患者	特定疾患医療受給者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
けが人	車いす、杖等使用期間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
妊産婦	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月	○	○	○	○	○	※医師認定 妊娠7ヶ月～産後1年間	妊娠7ヶ月～産後1年半	妊娠7ヶ月～産後1年	歩行困難時から乳児の目が届くまで	○	○
制度名称	パーキングバースミット制度	身体障がい者等用駐車施設利用制度	おもいやり駐車場利用制度	おもいやり駐車スペースつぎぎつぎ事業	思いやり駐車場利用制度	思いやり駐車場利用者等用駐車場利用制度	思いやり駐車場利用者等用駐車場利用制度(身体障害者等用駐車場利用制度)	ハートフル駐車場利用制度	身体障害者等用駐車場利用制度(パーキングバースミット制度)	パーキングバースミット制度	ハートフルバス制度	身体障害者等用駐車場利用制度(パーキングバースミット制度)
[導入時期]	(H18.7.29)	(H19.6.15)	(H21.7.1)	(H20.9.1)	(H21.8.3)	(H19.10.30)	(H20.12.3)	(H21.10.1)	(H21.7.1)	(H19.8.1)	(H21.1.31)	(H21.11.1)

注) 〇印は内容が佐賀県と同じ

岡山県障害者長期計画の進捗状況について

資料 4

主なサービスの進捗状況

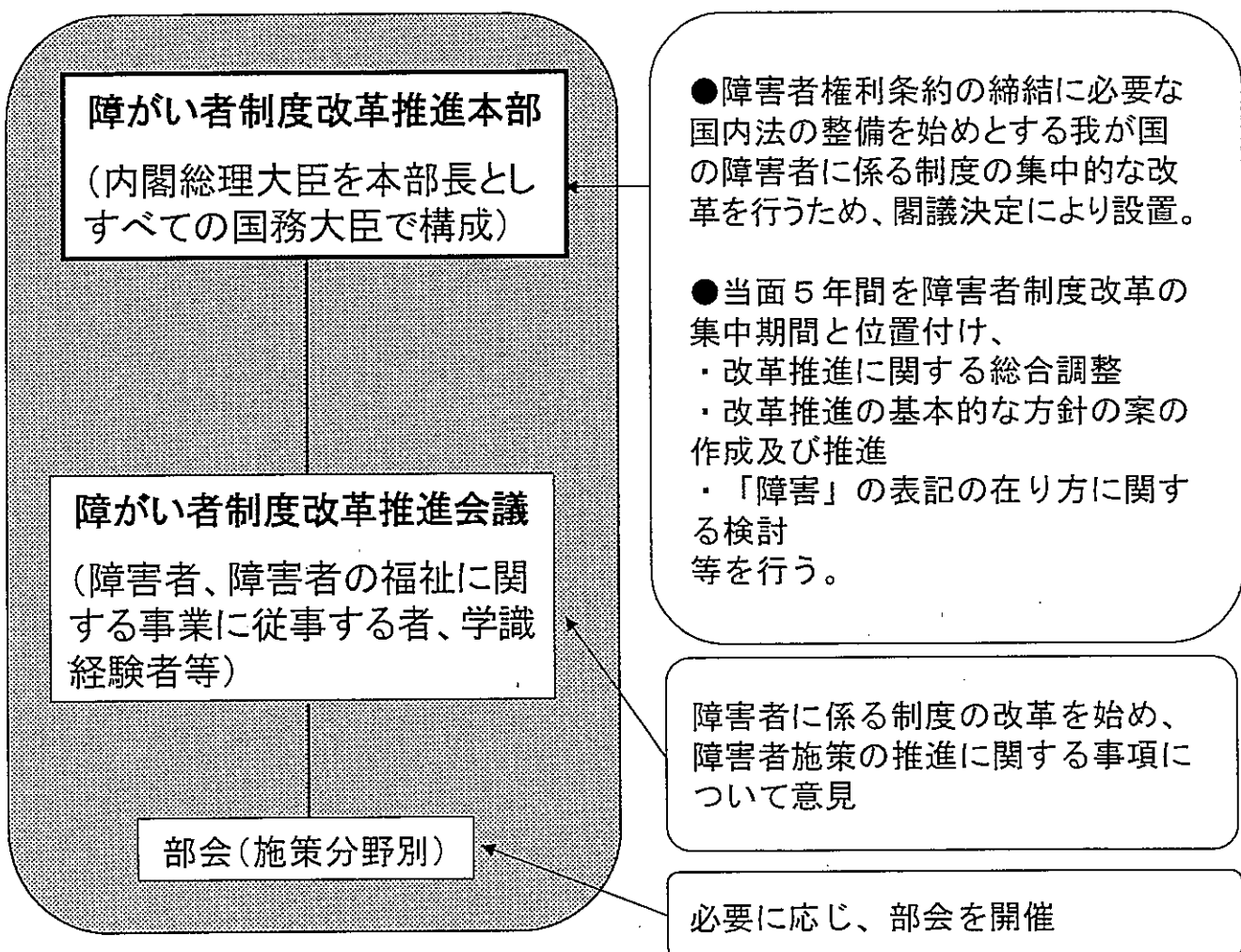
指標項目	計画策定時	進捗状況			目標数値	備考
	平成9年度末 実績	平成19年度 実績 A	平成20年度 実績 A	平成23年度 (第2期障害福祉計画) B		
療育・育成	心身障害幼児通所訓練事業	(ヶ所) (6)	(ヶ所) (5)	(ヶ所) (5)	(ヶ所) (7)	目標数値は、長期計画H18改訂版のH22目標です。
	重症心身障害児(者)通園事業A型	(1)	(2)	(2)	(2)	〃
	重症心身障害児(者)通園事業B型	—	(5)	(5)	(6)	〃
系訪問	居宅介護、重度訪問介護、行動援 護、重度障害者等包括支援	人 45	人 412	人 644	人 504	〃
日中活動系	生活介護	人分 (ヶ所) —	人分 (ヶ所) 824	人分 (ヶ所) 1,242	人分 (ヶ所) 2,812	
	自立訓練 (機能訓練)	—	8	3	80	
	自立訓練 (生活訓練)	—	43	45	345	
	就労移行支援	—	196	273	656	
	就労継続支援 (A型)	—	38	143	372	
	就労継続支援 (B型)	—	457	748	1,225	
	療養介護	—	18	33	46	
	児童デイサービス	(5)	1,233	1,435	1,786	
	ショートステイ (短期入所)	235 (39)	224	220	495	
	地域活動支援センター	—	(102)	(95)	(151)	目標数値は、長期計画H18改訂版のH22目標です。
知的障害児通園施設	160 (5)	165 (5)	165 (5)	180 (6)	〃	
精神障害者デイ・ケア施設	(13)	(24)	(24)	(26)	〃	
居住系	施設入所支援	人分 (ヶ所) —	人分 (ヶ所) 567	人分 (ヶ所) 847	人分 (ヶ所) 2,436	
	共同生活援助 (GH)、共同生活介護 (CH)	270 (43)	706	838	1,210	
	身体障害者生活ホーム (GH)	—	0	0	40	目標数値は、長期計画H18改訂版のH22目標です。
	福祉ホーム	71 (7)	83 (5)	95 (6)	203	〃
	重度心身障害児施設	415 (3)	457 (3)	457 (3)	520 (4)	〃
自立の支援	障害児等療育支援事業(療育等支援施設事業)	(2)	(15)	(15)	(16)	〃
	地域活動支援センター(I型)	—	(17)	(17)	(18)	〃
福祉的就労	(再掲) 就労移行支援	人分 (ヶ所) —	人分 (ヶ所) 196	人分 (ヶ所) 273	人分 (ヶ所) 656	
	(再掲) 就労継続支援 (A型)	—	38	143	372	
	(再掲) 就労継続支援 (B型)	—	457	748	1,225	
	地域活動支援センター (III型)	—	(46)	(52)	(68)	目標数値は、長期計画H18改訂版のH22目標です。
	障害者就業・生活支援センター	—	(3)	(3)	(3)	
	精神障害者社会適応訓練事業	43	60	62	119	目標数値は、長期計画H18改訂版のH22目標です。

※()は、か所数を表す。

人材の育成	人	人	人	人	備考
	実績	実績 A	実績 A	目標数値	
手話奉仕員	81	802 (409)	856 (440)	1,749	目標数値は、長期計画H18改訂版のH22目標です。 ()は、県登録者数で内数です。
手話通訳者	—	94 (94)	98 (98)	162	
要約筆記奉仕員	290	656 (506)	684 (524)	1,079	
点訳奉仕員	91	165 (62)	176 (76)	456	
朗読奉仕員	174	358 (145)	476 (170)	624	
パソコンボランティア	—	147 (147)	159 (159)	226	
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー	—	83 (83)	86 (86)	121	
メンタルヘルスボランティア	561	1,002 (1,002)	1,056 (1,056)	1,100	

※目標数値は、第2期障害福祉計画によります。なお、同計画で目標設定していない事項については、長期計画H18改訂版によります。

障害者制度改革の推進体制



- 【新たな推進体制の下での検討事項の例】
- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
 - ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
 - ・教育
 - ・雇用
 - ・障害福祉サービス
 - 等

障害者自立支援法における利用者負担の基本的な枠組み

【障害者(20歳以上)の場合】

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定。
- ② 低所得の通所サービス利用者については、更に、食費負担額の軽減措置を実施。
- ③ 低所得の入所施設利用者については、更に、個別減免、補足給付(手許金制度)を実施。

